諮問第28号の答申(素案) 社会生活基本調査の変更について

本委員会は、社会生活基本調査の変更について審議した結果、以下の結論を 得たので答申する。

記

1 承認の適否

【承認の適否を記述】

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要

2 理由等

(1) 調査事項

ア 雇用されている者について、勤務形態を把握する項目を追加することは、 勤務形態の多様化の実態を踏まえた生活時間の分析を可能とするもので あり、おおむね適当。

ただし、的確な回答を得る観点から、「短時間勤務」の説明文を修正することが必要。

イ 年次有給休暇の取得日数を把握する項目を追加することは、ワーク・ライフ・バランスの進展についての分析を可能とするものであり、おおむ ね適当。

ただし、年次有給休暇が付与されていない人と年次有給休暇は付与されているが取得していない人が混在しないように、「付与の有無」を把握することが必要。

ウ 1週間の希望就業時間を把握する項目を追加することは、有業者については、非自発的に短時間労働を選択している者の実態について、無業者については、希望と実態のミスマッチについての状況について把握することを可能とするものであり、おおむね適当。

ただし、 有業者の実態と無業者の実態との比較を可能とする観点から時間階級を統一、 有業者と無業者とを同じ条件で把握するため、有業者に係る設問の説明文を修正、 有業者で就業を希望していない人をとらえるための選択肢を追加することが必要。

エ 有業者について、ふだんの健康状態を把握する項目を追加することは、公的統計の整備に関する基本的な計画(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、その追加について指摘されている事項であり、また、日ごろの健康状態が労働時間の配分を大きく左右すると考えられることから、おおむね適当。

ただし、仕事への影響の有無に限定して健康状態を把握した場合に、仕事が健康へ与える影響が分析できなくなることから、仕事との結び付き

がない設問にすることが必要。

- オ 個人の年間収入を把握する項目を追加することは、基本計画において、 その追加について指摘されている事項であり、また、ワーク・ライフ・ バランスの観点から、経済的自立指標として個人の年間収入が重視され ていることから、適当である。
- カ ボランティア活動に係る1日当たりの活動時間を把握する項目を追加 することは、国際的ニーズを踏まえた対応であることから、適当である。
- キ 所属するボランティア団体等に係る選択肢を追加することは、NPOやコミュニティに所属して行う活動状況を的確に把握することを可能とすることから、適当である。
- ク 【ボランティア行動(子供を対象とした活動)の例示について記載 【P)
- ケ 【10歳未満の世帯員に係る設問の文言の修正について記載】(P)
- コ 【(10歳未満の世帯員について)世帯員以外から育児の手助けを受けている場合の選択肢について記載】(P)
- サ 携帯電話やパソコンの使用状況等を把握する項目を削除することは、他 の調査事項の追加に伴い、報告者負担に配慮する必要から、他の項目と 比較し相対的に重要度が低下している項目を削除するものであり、やむ を得ない。
- シ 週休制度の有無・内容について把握する項目を削除することは、週休2日制度が定着し、今後もその傾向は大きく変わらないと考えられることから、適当である。
- ス 連続休暇の取得状況を把握する項目を削除することは、上記 2 (1) イのとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進状況を把握するため、年次有給休暇の取得日数を調査事項に追加する代わりに削除するものであり、 やむを得ない。
- セ 居住室数を把握する項目を削除することは、居住室数の違いによる生活 時間の有意な差異がみられないことから、適当である。
- ソ 生活行動種目については、平成 18 年社会生活基本調査結果に基づき、 各種目別の行動者率を比較した結果、今回調査においては変更を行わず、 前回調査と同じ生活行動種目とする計画案は、適当である。

(2) 調査方法

ア インターネットを利用して回答を行う方式を導入することは、適当である。

また、インターネット回答方式は、今回、本調査において、初めてかつ 全国一斉に導入することとしていることから、効果や導入に伴う事務負 担を検証するために、報告者数が少ない調査票 B に限定して導入するこ とは、やむを得ない。

イ コールセンターを設置することは、上記 2 (2) アのとおり、インターネット回答方式を併用することにより、逐次インターネットによる回答状

況を把握しつつ、調査員による回収を進める必要があり、都道府県の事務量が増大することが見込まれるが、都道府県の照会対応業務等の事務 負担軽減を図るものであり、適当である。

- ウ 個人情報保護意識の高まりにより、調査員調査が以前よりは難しくなっているという一般的な事情は理解できる。しかしながら、本調査は、生活時間を詳細に把握するための調査であり、調査対象となる日から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な報告が得られなくなるという本調査の性格を考えたとき、調査員調査で、正確な回答を得ることを最優先するべきであることから、原則調査員調査とする計画案は、適当である。
- (3) 集計方法(P)
- 3 今後の課題(P)